

○木下委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席等の届け出はございません。

ここで、この後の協議にかかわって無所属議員を委員外議員として出席を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下委員長 それでは暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○木下委員長 再開いたします。

1点目、令和2年第3回臨時会の運営について、(1)市長提出議案について、議案第1号ないし議案第9号につきまして、理事者から説明を受けたいと思います。

○野崎総務部長 令和2年第3回臨時市議会を、5月29日開会ということで、25日に招集告示をさせていただきましたので、提出議案につきまして御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、補正予算が5件、条例の制定が4件、合わせて9件となっております。

議案第1号、令和2年度一般会計補正予算、議案第2号、国民健康保険事業特別会計補正予算、議案第3号、育英事業特別会計補正予算、議案第4号、後期高齢者医療事業特別会計補正予算及び、議案第5号、病院事業会計補正予算につきましては、後ほど、総合政策部長から御説明をさせていただきます。

議案第6号から議案第9号までにつきましては、条例の制定であります。議案第6号及び議案第7号につきましては、いずれも地方税法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る特例措置を設けようとするものでございまして、議案第6号は、徴収の猶予の申請に係る規定の整備、個人市民税については、放棄された入場料金等払い戻し請求権の一部に対する寄附金控除の適用、住宅借入金特別税額控除の適用期限の延長、固定資産税につきましては、課税標準の特例措置の対象となる設備などの追加、軽自動車税につきましては、環境性能割を非課税とする自家用車両の取得期間の延長をしようとするほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。議案第7号は、地方税法の引用条項につきまして、所要の規定の整備をしようとするものであります。議案第8号及び議案第9号でありますけれども、それぞれ新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の申請の特例に係る規定を整備しようとするものであります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤総合政策部長 議案第1号から議案第5号の令和2年度各会計補正予算につきまして、補正予算書に基づきまして御説明申し上げます。

まず、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ14億7千468万6千円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、10ページから14ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款議

会費では、管理費で413万2千円、2款総務費では、開村130年記念事業費など2事業で7千100万円をそれぞれ減額し、3款民生費では、生活困窮者住居確保給付等費など8事業で5千156万3千円、4款衛生費では、赤ちゃん訪問指導費など6事業で2億4千929万円、5款労働費では、テレワーク導入奨励金で1千万円、6款農林水産業費では、六次産業化・販路開拓等緊急支援費で250万円、7款商工費では、休業等事業者緊急支援金など9事業で3億2千536万5千円、10款教育費では、学校ICT環境整備費など12事業で8億6千331万1千円、13款職員費では、緊急雇用対策費など4事業で4千778万9千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。これらの財源につきましては、7ページから9ページの歳入にお示しいたしておりますように、17款国庫支出金で18億3千602万8千円を追加し、18款道支出金で20万円、21款繰入金で3億204万2千円、23款諸収入で420万円、24款市債で5千490万円をそれぞれ減額しようとするものでございます。3ページの第2表地方債補正では、支所等施設再編整備事業の限度額を変更しようとするものでございます。

次に、議案第2号、令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4千693万円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、20ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、8款諸支出金に、一般被保険者保険料還付金で1億4千693万円を追加しようとするものでございます。この財源につきましては、同じく20ページ上段の歳入にお示しいたしておりますように、3款道支出金で同額を追加しようとするものでございます。

次に、議案第3号、令和2年度旭川市育英事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3千249万2千円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、21ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款育英費に、育英資金貸付金及び入学仕度金貸付金で3千249万2千円を追加しようとするものでございます。この財源につきましては、同じく21ページ上段の歳入にお示しいたしておりますように、3款繰入金で同額を追加しようとするものでございます。

次に、議案第4号、令和2年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ313万4千円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、23ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款総務費に管理事務費で50万円、3款諸支出金に保険料還付金で263万4千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。これらの財源につきましては、同じく23ページ上段の歳入にお示しいたしておりますように、4款広域連合支出金で同額を追加しようとするものでございます。

最後に、議案第5号、令和2年度旭川市病院事業会計補正予算につきましては、26ページの実施計画にお示しいたしておりますように、病院事業収益で3千17万円、病院事業費用で3千17万円、資本的収入で4千817万5千円、資本的支出で4千817万5千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。また、関係条文につきましてもあわせて整備しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○木下委員長　ここで、委員の皆さんから特段御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○木下委員長 それでは、今御説明をいただいた議案の審議方法について、各会派及び無所属議員に確認をしてみたいというふうに思います。本会議直接審議とするか特別委員会付託とするかについて、各会派及び無所属議員の意向を確認してみたいと思います。

○品田委員（民主連合） 本会議直接審議でよいと思います。

○松田たくや委員（自民会議） 本会議直接審議がよいと思います。

○中野委員（公明） 本会議直接審議でよろしいです。

○石川委員（共産） 本会議直接審議で構わないと思います。

○金谷委員（無党派G） 本会議直接審議でよいと思います。

○佐藤委員外議員（無所属） 本会議直接審議でよいと思います。

○横山委員外議員（無所属） 本会議直接審議で構わないと思います。

○木下委員長 それでは、本会議直接審議ということで全会一致となりましたので、今回の議案にかかわっては本会議直接審議ということで取り扱わせていただきます。後日の議会運営委員会で、質疑、討論の有無及び賛否について確認をさせていただきます。

次に、（２）会期と日程についてであります。本会議直接審議ということになりましたので、５月２９日金曜日の１日を会期とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○木下委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

以上になりますが、ここで皆さんから特に御発言はございますでしょうか。

○品田委員（民主連合） 感染拡大に備えた医療体制の充実・整備を求める決議案を提出したいと考えております。決議案を今回の臨時会で扱うことについて、各会派及び無所属議員の皆さんにぜひ御理解をいただきますようお願いいたします。

○木下委員長 ただいま民主連合から決議案の提出の意向が示されましたので、事務局からその文案について配付させたいと思います。

（決議案配付）

○木下委員長 それではまず、提案会派から趣旨と緊急性についての説明をいただきたいというふうに思います。

○品田委員（民主連合） 新型コロナウイルス感染症は、まだ、第２波、第３波が来るかもしれないという中で、集団的な感染により医療体制が崩壊するのではないかと不安に陥っております。旭川市もいろいろ対策を講じておりますが、さらに医療体制の充実、整備を求めているということで、いろいろとPCR検査体制の拡充や人工呼吸器の増設、今回の中でも提案されておりますが、体外式膜型人工肺、また、本日の新聞にも出ておりましたが、こちらには書いておりませんが、防護服なども不足していて手づくりをしているというような状況もございますので、その辺もしっかり体制を整えていくことが必要ではないかと思ひ、そして、そのための補正予算を審議する今回の臨時議会ということもありまして、こちらを提案させていただきました。よろしく御審議をお願いいたします。

○木下委員長 改めて、ここで説明をさせていただきます。臨時会で案件を扱う場合、地方自治法で、付議事件としてあらかじめこれを告示しなければならないとされておりまして、少なくとも招集日までに告示をしなければならないとされておりまして、それ以外の案件でありまして、臨時

会の開会中に緊急を要する事件があるときは、直ちにこれを会議に付議することができるというふうになっております。その上で、意見書、決議案等を臨時会で審議するためには、本市議会では、議会運営委員会で協議をして、緊急事件として扱うということで全会一致になった場合のみ、臨時会で取り扱いをするということになっております。

ただいま民主連合から提案のありました決議案につきまして、この臨時会で扱うかどうかについて、緊急性があるかないかといった部分も含めて各党派及び無所属の皆さんの御判断をお聞きしたいというふうに思います。

○松田たくや委員（自民会議） 取り扱うことでよいと思います。

○中野委員（公明） 緊急性があるということで取り扱ってよろしいかと思えます。

○石川委員（共産） 緊急性があると思えますので、取り扱うことで構わないと思えます。

○金谷委員（無党派G） 緊急性があり扱ってよいと思えます。

○佐藤委員外議員（無所属） 緊急性が認められるので、取り扱ってもよいと思えます。

○横山委員外議員（無所属） 緊急性があると思えますので、取り扱って構わないと思えます。

○木下委員長 それでは、緊急性があり取り扱うことで構わないということで全会一致となりましたので、今臨時会で扱うこととさせていただきます。後日の議会運営委員会で質疑、討論の有無及び賛否を確認させていただきたいというふうに思えます。提出党派であります民主連合には、それまでの間に調整をお願いしたいというふうに思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。2番目のその他、（1）令和2年度議会費補正予算説明資料についてであります。

さきの第2回臨時会で議員の6月分の期末手当を削減することを内容とする旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例が可決され、これに伴う予算の減額補正が今臨時会に提出されております。これにかかわる資料を作成しておりますので、委員会終了後、各党派の代表委員及び無所属議員に配付させていただきたいと思えますので、御承知おきください。

協議事項は以上になります。次回の議会運営委員会につきましては、開会日の前日でありますけれども、5月28日木曜日の午前10時、口頭招集とさせていただきますので、文書による通知はいきませんので、こちらも御承知おきいただきたいというふうに思えます。

以上をもちまして、議会運営委員会を散会といたします。

---

散会 午前10時19分